

口座保全命令に関する EU 規則（EAPO 規則）について

ジル・クニベルティ^{*(1)}
的場朝子(訳)**

はじめに

1. EU 規則 655/2014⁽²⁾によって定められた欧州口座保全命令（以下、EAPO）は、債務者が銀行口座の資金を引き出したり他に移したりすることを防ぐことによって債権者がその債権の将来的な執行を保全できるようにする欧州における統一的手続である。この措置は、一種の保全措置（protective measure）であって、対象となる銀行口座にある資金を凍結する。EAPO 規則は、債権者の債権の満足のために保全措置を転換して資金を債権者に移転する措置にすることまでは定めていない。この点は、完全に各構成国の国内法に委ねられている。EAPO 規則は、1つ目の欧州支払命令（the European

* Prof. Dr. Gilles Cuniberti: ルクセンブルク大学教授（イエール大学 LLM）

** [訳者注] 本稿は、クニベルティ教授を招聘して大阪大学・中之島センターで2018年11月に行われた講演会（国際民事執行・保全法研究会〔幹事・酒井一教授〕主催）でのクニベルティ教授の講演の基になった英文論考を、同教授の承諾を得て邦訳するものである。なお、講演時には英国はまだEUの構成国の1つであったが、その後、EUから離脱した。しかし、翻訳にあたって、講演時の原稿内容に特に修正等は加えていない。とはいえ、クニベルティ教授の説明にもあるように、英国はそもそもEAPO規則に参加しない立場を採っていた。

- (1) クニベルティ教授は、EAPO 規則の第一草案の作成にあたって欧州委員会をサポートした専門家グループのメンバーであり、本規則のコンメンタール（G. Cuniberti & S. Migliorini, *The European Account Preservation Order Regulation - A Commentary*, Cambridge University Press, 2018）の執筆者の1人でもある。
- (2) Regulation 655/2014 establishing a European Account Preservation Order to Facilitate Cross-Border Debt Recovery in Civil and Commercial Matters.

Order for Payment)⁽³⁾、2つ目の少額請求手続 (the Small Claims Procedure)⁽⁴⁾に続き、EUにおいて制定されたようやく3つ目の統一手続 (uniform procedure) である。これまでに採択された他のEU規則は、例えば国際裁判管轄や抵触法の統一規則を定めたり、構成国間の裁判の承認を簡易化したりすることによって、基本的に、構成国の国内法上の手続の調和 (coordination) をより良くすることを目的としていた⁽⁵⁾。

2. EAPO規則の基本的な目的は、国境を越えた財産の凍結を可能にすることであった。裁判管轄と外国裁判の執行に関する現行のEU法 (いわゆる「ブリュッセル I bis 規則」⁽⁶⁾) の下では、一方的手続 (*ex parte*) で、つまり債務者を審尋せずに発令される保全措置 (protective measures) は、関連する規則によって定められている外国裁判の執行簡易化ルールの恩恵を受けることはない。対照的に、EAPO規則は、国境を越える場合にだけ適用され⁽⁷⁾、ある構成国の裁判所がその他の構成国の銀行口座を保全する命令を一方的手続 (*ex parte*) で発令することを特に可能にしている。

本稿の構成は以下のとおりである。第1章では、EAPO規則の沿革 (origin) について説明する。第2章では、その主たる特徴を概観する。

(3) Regulation (EC) No 1896/2006 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 creating a European order for payment procedure (OJ L 399, 30.12.2006), p. 1–32.

(4) Regulation (EC) No 861/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 establishing a European Small Claims Procedure (OJ L 199, 31.7.2007), p. 1–22.

(5) 最も重要なものは、ブリュッセル I bis 規則である。この点、次の脚注を参照。

(6) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast) (OJ 20.12.2012, L 351/1).

(7) EAPO規則3条参照。

第 1 章 EAPO 規則の沿革

3. 1968 年のブリュッセル条約⁽⁸⁾の採択以来、民商事分野の裁判の構成国 (締約国) 間での執行が、この欧州のレジームの下では殆ど否定されることがないほどまで簡易化された⁽⁹⁾。裁判に関するブリュッセル条約 / 規則が対象とする範囲は大変広く、欧州司法裁判所は、早い段階で、保全措置 (provisional, including protective measures) が範囲に含まれるとの判断を示している⁽¹⁰⁾。したがって、原則として、1つの構成国で命じられた保全措置は他の構成国で執行可能であるとされ得る。こうして、裁判に関するブリュッセル条約 / 規則の規律は、国境を越える (クロス・ボーダーの) 保全措置を許容し、その発展に貢献した。

4. このブリュッセル条約 / 規則は、構成国 (締約国) の裁判所の国際裁判管轄も規律している。ブリュッセル条約 / 規則は保全措置を命じる国際裁判管轄についての特別の規定も置いているが、域外的効力を有する保全措置を命じる権限を裁判所が有するか否かという点については、長らく何も定めていなかった。1998 年になって、この権限は、欧州司法裁判所の *Van Uden* 事件先決判断⁽¹¹⁾で是認された。*Van Uden* 事件先決判断によると、ブリュッセル条約 (規則) の定める本案管轄を有する締約国 (構成国) の裁判所は領域的な制限のない保全命令管轄をも有する。このように、ブリュッセル

(8) この条約は、後に、まず EU 規則 44/2001 (ブリュッセル I 規則)、そして、現行のブリュッセル I bis 規則によって、取って代わられた。

(9) 実証研究によると、執行を否定された裁判は、せいぜい 10 パーセントにすぎない。この点、Report from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee on the application of Council Regulation (EC) No 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, COM (2009) 174 final, § 3.1 を参照。

(10) Case C-120/79, *Louise de Cavel v Jacques de Cavel*, ECLI:EU:C:1980:70.

(11) Case C-391/95 *Van Uden Maritime BV, trading as Van Uden Africa Line v Kommanditgesellschaft in Firma Deco-Line and Another* ECLI:EU:C:1998:543

ル条約（規則）の国際裁判管轄に関する規律も、国境を越える保全措置を許容し、その発展に貢献してきた。

5. しかし、1980年になって、欧州司法裁判所は外国裁判所による保全措置（foreign protective measures）の執行を制限する解釈を示し、それによって、EUにおける国境を越えた保全措置の実効性を劇的に減殺し、欧州の一般的枠組みの下での国境を越えた保全措置という救済方法の発展を基本的に排除した。すなわち、*Denilauler* 事件において、欧州司法裁判所は、以下のように判示した。保全措置を命じる司法的判断であって、その名宛人である当事者の出頭が求められることなく、また、事前の送達なく執行されることが予定されているものは、ブリュッセル条約の中の外国裁判の承認・執行を規律する部分（第3編）の対象とはならず、条約の簡易執行手続の恩恵を受けることもない⁽¹²⁾（ただし、執行国法の下で執行され得ることがあることは別問題である）。保全措置（provisional measures）の中には、対審手続によって（*inter partes*）命じられるものもあるが、資産を凍結することを目的とする保全措置（protective measures）は、一方的（*ex parte*）手続で（つまり、対審手続をとらず、債務者を召喚することなく）発令されて即座に効力を発する場合にのみ、有用性があることが多い。

6. 欧州委員会は、この制限の劇的な影響力を完全に理解しており、これを排除しようとした。欧州委員会の2010年のブリュッセルI規則の改正（recast）提案では、ブリュッセル規則の執行レジームを一方的（*ex parte*）手続によって命じられる保全措置にも及ぼし、ただし、事前の送達がなくてよいとする代わりに、後に債務者が異議を申し立てる権利を確保しようとした⁽¹³⁾。しかし、この試みは失敗し、*Denilauler* 事件先決判断によって示され

(12) Case 125/79 *B. Denilauler v. SNC Couchert Frères*, (1980) ECR 1553, at para 18.

(13) 委員会提案 Art. 2 (a)。

た例外 (the *Denilauler* exception) は、実際に、ブリュッセル I bis 規則にあたって成文化されることになった⁽¹⁴⁾。

7. それ以前のもの (ブリュッセル条約、ブリュッセル I 規則) とは異なり、ブリュッセル I bis 規則は明文で国境を越える保全措置について規律している。第一に、第 2 条 (a) 号は、ブリュッセル・レジームの簡易な承認・執行を享受する裁判 (judgments) には「本規則 (ブリュッセル I bis 規則) によって本案管轄を有する裁判所によって命じられた保全措置」を含む、と規定している。これは、*De Cavel* 事件⁽¹⁵⁾の判断を成文化したものである。さらに、第 2 条 (a) 号は続ける。「そうした場合であっても裁判所によって債務者が呼び出されることなく命じられた保全措置は、含まれない。ただし、当該保全措置を含む裁判が執行前に債務者に送達される場合は別である。」これは、*Denilauler* 事件で示された例外の成文化である。最後に、第 42 条 2 項 (b) 号は、外国の保全措置を別の構成国で執行しようとする当事者は、権限ある執行機関に、発令裁判所が本案管轄を有していたことの証明書 (a certificate) を提出することを要求する。これは、*Van Uden* 事件で示された解釈の成文化である⁽¹⁶⁾。

8. 裁判の管轄と執行に関する一般的欧州法 ([訳者注] ブリュッセル条約、ブリュッセル I 規則等) が別の形で発展していれば、([訳者注] EAPO のような) 欧州保全措置 (a European protective remedy) を確立する必要性は、それほど大きくはならなかったともいえる。しかし、英国を唯一の例外として多くの構成国での域外的保全命令の実務の発展を拒んだのは、むしろ、それ以外の要素だったように思われる。第一の要素は、国際公法の原則

(14) ブリュッセル I bis 規則 Art 2 (a) and Art 42 (2) (c)。

(15) Case C-120/79, *Louise de Cavel v Jacques de Cavel*, ECLI:EU:C:1980:70.

(16) ブリュッセル I bis 規則 42 条 2 項 c 号は、欧州司法裁判所の *Denilauler* 事件で示された例外を成文化した追加的要件を定めている。

によって執行法は属地的に制限されるとの信じ込み (the belief) であった。二つ目の要素は、執行法の分野の複雑さ、および、構成国法間にかなりの差異が存在していることである。構成国裁判所が、何の手掛かりもないまま、外国の保全措置の承認を確立するために構成国の多様な法を適応・調整する (adapt and coordinate their laws) ことを期待するのは、期待のしすぎというものであろう。EAPO 規則は統一的な保全措置を設けて (establish) いるが、それでも、かなりの部分を構成国の国内法に依存している。それゆえにこそ、EAPO 規則は、構成国の国内法を適応・調整するために必要な指針 (the necessary guidance) を、実際に提供しているのである。

第2章 EAPO 規則の概観

(A) 適用範囲

9. EAPO 規則は、EU 規則の1つではあるが、26 構成国においてしか適用はされない。すなわち、デンマークと英国においては EAPO 規則の適用はない。これは、EAPO の命令が、EAPO 規則に参加する 26 構成国のうちの1か国の裁判所によって、参加構成国のうちのどこかに保有される銀行口座との関係で発令され得る、ことを意味する。さらに、異論はあるものの、参加構成国の1つに住所を有する債権者との関係でのみ EAPO 規則の適用があると考えられている。

10. EAPO 規則は、民商事事件の分野において適用がある。民商事事件の概念は、欧州の民事手続において長い歴史を有しており、第一に、行政的事項や社会保障に関する事項を除外する。さらに、伝統的に、家族に関する広範な事項 (婚姻財産、相続)、破産、そして、仲裁に関する事項を除外する⁽¹⁷⁾。他方、消費者契約や労働契約に関する請求は適用範囲に含まれてい

(17) EAPO 規則 2 条参照。

る。

11. EAPO の命令は、債権者（と主張する者）の債務者（と主張される者）に対する請求に理由があるとして、後者が前者に対して金員の支払いをすべしと命じる判決を債権者がまだ取得していない場合のみならず、債権者が既にそうした判決または同等の権原証書（裁判上の和解、公の証書（authentic instrument））を取得している場合にも発令され得る⁽¹⁸⁾。判決等取得前の EAPO の命令（pre-judgment EAPOs）か判決等取得後の EAPO の命令（post-judgment EAPOs）かの違いは、多くの異なる法的帰結をもたらす。

B) 手続

1) EAPO の発令

12. EAPO は、参加構成国の裁判所によって発令されなければならない。いくつかの構成国法上は許されているとしても、裁判所の関与なく直接に執行吏によって行われてはならない。判決等取得前 EAPO を発令する管轄は、国際裁判管轄のルールに従って債権者の請求についての本案管轄を有する構成国裁判所にのみ認められる⁽¹⁹⁾。国際裁判管轄のルールは、主としてブリュッセル I bis 規則の中に見出せる。それゆえ、契約に関する請求の場合、EAPO を発令する管轄は、主として、債務者の住所地の裁判所または関連する契約上の義務の履行地の裁判所が有することになる。判決等取得後 EAPO を発令する管轄は、その判決等を下した裁判所にある⁽²⁰⁾。債権者は EAPO を複数の構成国の裁判所から得ようとすることはできないが、EAPO

(18) EAPO 規則 5 条参照。

(19) EAPO 規則 6 条参照。債務者が消費者である場合、特別なルールが適用される。この点、EAPO 規則 6 条 2 項参照。

(20) EAPO 規則 6 条 3 項参照。このルールは裁判上の和解にも適用がある。しかし、公証行為（authentic acts）には特別なルールが適用される。この点は、第 6 条 4 項参照。

の命令と構成国法上の同等の命令 (equivalent national orders) との双方を取得しようとすることはできる⁽²¹⁾。

13. EAPO の申立ては、欧州委員会によって定められ⁽²²⁾全ての参加構成国の言語で入手できる申立て書式を用いて行われなければならない。EAPO 規則は、申立書が含まなければならない情報を詳述している⁽²³⁾。申立書は、裏付け書類、特に、裁判所が EAPO 発令要件の充足を審理できるようにするための証拠、と共に提出されなければならない。

14. EAPO の発令が認められるためには、2つの不可欠の要件がある⁽²⁴⁾。第1に、EAPO の措置を得なければ、債務者に対する債権者の請求につき引き続き執行を行うことが著しく阻害される又はさらに困難になる真の危険性があることから、保全措置を得る緊急の必要性が債権者にあると、申立てを受けた裁判所が認定することが必要である。第2に、判決等取得前 EAPO (pre-judgment EAPOs) の発令を申立てる債権者は、債務者に対する本案手続で債権者の訴えが認められる可能性が高いことを疎明しなければならない。そして、判決等取得前の債権者は、一定期間内に本案手続を開始する義務を負うことになる⁽²⁵⁾。さらに、判決等取得前の債権者は、EAPO に起因する損害が生じた場合に、準拠法上の責任ルールにしたがって債務者に対する賠償を確保するため、原則として、担保を提供しなければならない⁽²⁶⁾。

(21) EAPO 規則 16 条参照。

(22) See Commission Implementing Regulation (EU) 2016/1823 of 10 October 2016 establishing the forms referred to in Regulation (EU) No 655/2014 of the European Parliament and of the Council establishing a European Account Preservation Order procedure to facilitate cross-border debt recovery in civil and commercial matters.

(23) EAPO 規則 8 条参照。

(24) EAPO 規則 7 条参照。

(25) EAPO 規則 10 条参照。

(26) EAPO 規則 12 条、および本稿の第 2 章 (D) を参照。

15. EAPO を申し立てる債権者は、銀行口座の詳細、または、少なくとも、口座のある銀行の特定を可能とする情報を提供しなければならない⁽²⁷⁾。そうした情報が欠ける場合、申立ては認められない (dismissed)。情報を入手できていないながら特定の構成国に債務者が口座を有すると信じる理由のある債権者は、その構成国の権限ある機関 (the competent authority) からの情報取得を要請することができる⁽²⁸⁾。1つの EAPO の命令が、複数の銀行口座を対象とすることも可能である。

16. EAPO は一方的手続 (*ex parte*) によって、すなわち、命令の発令前に債務者に通知することなく、むろん債務者を審尋することもなく、発令される⁽²⁹⁾。裁判所は、EAPO 発令要件が充足されているかどうか (前述の要件参照) を、債権者による申立書、根拠書類および主張のみに基づいて判断することになる。EAPO が、関連する口座を保有する銀行によって実施された後、この命令は正式に債務者に通知される⁽³⁰⁾。しかし、銀行自体から、実施 (implementation) 後すぐにその顧客たる債務者に通知することもできるのであって⁽³¹⁾、おそらく、銀行は自ら連絡を行うであろう。もし、EAPO 規則に定められている条件または要件が充足されていない場合、債務者は、EAPO を発令した裁判所に命令の取消又は変更を申し立てる機会を有することになる⁽³²⁾。債務者は、一定の限られた理由に基づいて、対象となっている銀行口座のある構成国において、EAPO の執行に異議を申し立てることもできる⁽³³⁾。

(27) EAPO 規則 8 条 2 項 (d) 号を参照。

(28) EAPO 規則 14 条、および本稿の第 2 章 (E) を参照。

(29) EAPO 規則 11 条参照。

(30) EAPO 規則 28 条参照。

(31) EAPO 規則 25 条参照。

(32) EAPO 規則 33 条参照。

(33) EAPO 規則 34 条参照。

2) EAPO の執行

17. 1つの構成国で発令されたEAPOは、即座に、直接、他の構成国で執行され得る。EAPOの執行のために、執行がなされる構成国の裁判所によって執行可能であると宣言される必要はない⁽³⁴⁾。執行の目的のためには、EAPOの命令を、執行がなされる構成国の権限ある機関に伝達する(transmit)必要があるのみである。執行を行う構成国の権限ある機関にEAPOを伝達する責任を有するのがEAPOを発令した裁判所なのか、それとも、債権者なのかは、発令を行う裁判所の所属国の法によって決せられる⁽³⁵⁾。

18. どの機関がEAPOの伝達を受けて執行する権限があるのかは、執行を行う構成国の法が決する⁽³⁶⁾。構成国のうちの大多数は、この権限ある機関について、裁判所がそれであるとの宣言を行っている。しかし、権限ある機関は、特別の執行吏(たとえば、フランス、ベルギー、ルクセンブルクにおける執行吏(huissier de justice))であるということでも構わない。執行は、執行地の法にしたがって行われる。手続きは構成国ごとに異なっているが、口座のある銀行にEAPOを通知することが含まれるのは明らかである。

3) 銀行による実施

19. EAPOを通知された銀行は、これを遅滞なく実施しなくてはならない⁽³⁷⁾。遅滞なくとは、通知を受けた日を意味すると考えられる。銀行は、EAPOが通知された日に既に始まっていた取引を遂行するのを除き、保全された金額が口座から移されたり引き出されたりしないことを確実にしなく

(34) EAPO 規則 22 条参照。

(35) EAPO 規則 23 条参照。

(36) EAPO 規則 23 条参照。

(37) EAPO 規則 24 条参照。

てはならない。3 日以内に、資金（funds）が保全されたか否か、および、どの範囲で保全されたかを示す陳述（declaration）⁽³⁸⁾を行って、それを、EAPO を銀行に通知した執行国の権限ある機関に伝達しなければならない⁽³⁹⁾（前述）。銀行から伝達を受けた権限ある機関は、銀行のこの陳述を、EAPO の発令を行った裁判所と債権者に伝達する。

20. 銀行が EAPO 規則の下での義務に違反した場合の責任は、全面的に、執行がなされる構成国の法、つまり、対象となる銀行口座が保有される地の法、による⁽⁴⁰⁾。

4) EAPO の債務者への送達

21. 執行のなされる構成国の権限ある機関から前述のような銀行の陳述を受領した後、債権者または EAPO を発令した裁判所は、3 就業日のうちに、EAPO 及び全ての関連書類の債務者への送達を開始しなくてはならない。債務者が発令国以外の構成国に住所を有する場合は、債権者または EAPO を発令した裁判所は、EAPO 及び全ての関連書類を、債務者の住所のある構成国の担当機関（送達につき権限がある機関）に伝達し、この機関が、その属する構成国法にしたがって債務者への送達を行う。送達される書類には、EAPO の命令のみならず、債権者が裁判所に対して提出した申立書とその申立てを根拠づける全ての書類、そして、銀行による陳述、が含まれる⁽⁴¹⁾。

C) EAPO の効果

22. EAPO の命令によって生じる効果は、その命令の執行地の属する

(38) 施行規則 2016/1823 (Implementing Regulation 2016/1823 of 10 October 2016) によって欧州委員会によって定められたフォーマットを用いて行う。

(39) EAPO 規則 25 条参照。

(40) EAPO 規則 26 条参照。

(41) EAPO 規則 28 条参照。

国の法、つまり、対象となる銀行口座が保有されている構成国の法によって、主として規律される。したがって、EAPOによって、口座資金を直接的に差し押さえる（対物的な救済措置（*in rem* remedy））ことになるのか、それとも、EAPOの効果として債務者にその資金を処分しないよう命じる（対人的な救済措置（*in personam* remedy））のかは、執行がなされる構成国の法によって決せられる。さらに、執行がなされる構成国の法は、いかなる資金が差し押えから免じられるのか⁽⁴²⁾、及び、EAPOがその受益者に対して特定の優先順位を付与する（grant a particular ranking）か否か、をも決する⁽⁴³⁾。それゆえ、ドイツ裁判所によって発令されアイルランドで保有される銀行口座を対象とするEAPOは対人的に（*in personam*）機能し、受益者に対して如何なる優先順位をも与えるものではない。他方、アイルランド裁判所で発令されてドイツに保有される銀行口座を対象とするEAPOは対物的に（*in rem*）機能し、その受益者に特定の順位を割り当てることになる。

D) EAPO によって生じた損害に対する責任

23. EAPOによって債務者に生じた如何なる損害についても、債権者は、その過失に起因する（due to their fault）責任を負う。銀行の責任とは異なり、債権者の責任は、構成国の国内法に完全に委ねられてはいない。EAPO規則は、債権者がその過失に基づく損害結果について責任を負うことを規定し、かつ、いくつかの特別な場合⁽⁴⁴⁾における過失の推定（反証は可能）を定めることによって、統一的なミニマム・スタンダードを設定している。債権者の責任の他の要素は、執行がなされる構成国の法によって規律される。構成国が、このミニマム・スタンダード以上に、厳格責任のような、より厳しい責任原因を維持または導入することは自由である。

(42) EAPO 規則 31 条参照。

(43) EAPO 規則 32 条参照。

(44) EAPO 規則 13 条参照。

24. 判決等取得前 EAPO を発令する裁判所は、適用される責任ルールの下で、債務者への賠償 (compensation) を確実にするため、債権者に担保を提供するよう求めなければならない。ただし、当該事実関係の下では担保を求めることが適当でない場合は別である。反対に、判決等取得後 EAPO を発令する裁判所は、原則として、そうした担保を求めるべきではない。ただし、当該事実関係の下で担保を求めることが必要かつ適切であると考えられる場合は別である⁽⁴⁵⁾。

E) 債務者の銀行口座に関する情報の取得

25. 債務者の銀行口座の場所についての情報を有していない債権者は、債務者が口座を有しているかもしれないと信じる理由のある構成国の権限ある機関からの情報の取得を申し立てることができる⁽⁴⁶⁾。この措置は、判決等取得後の債権者のみが用いることができ、広範に証拠漁りを行う目的や証拠収集自体を目的として (as a self-standing remedy) この措置を用いることはできない。債権者は、債務者がその構成国に銀行口座を有すると考える理由は何かについて十分な理由を述べねばならず、EAPO の発令のための全ての他の要件が充足される場合にのみ、申立てが審理される。

26. 債務者の銀行口座についての情報を取得するための申立ては、EAPO を発令することになる裁判所に対してなされねばならない。申立てを受けた裁判所は、債権者がこの措置を利用する資格を有しているか、そして、EAPO の発令要件は、その他の点では充足されているか、について確認を行う。要件が充足されていれば、EAPO を発令することになる裁判所は、この申立てを、関係する構成国で情報を取得するのに権限を有する機関に伝

(45) EAPO 規則 12 条参照。

(46) EAPO 規則 14 条参照。

達する。情報取得につき権限のある機関は、願わくは (hopefully) 迅速に行動して、情報を取得できれば、それを裁判所に伝達する。そして、裁判所が EAPO を発令する。EAPO 規則は、全ての参加構成国に、こうした情報取得方法を整備する義務を課している。

(本稿は、JSPS 科研費 16H01990 の助成を受けた成果の一部です。)